

別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する 日本語指導の体制整備

—対象児童生徒散在地域における実践—

立山 博邦・住 田 環・矢津田花絵・立山 愛
(立命館アジア太平洋大学) (立命館アジア太平洋大学) (立命館アジア太平洋大学) (別府大学)

1. はじめに

文部科学省が2年ごとに実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の最新の結果によると、2016年5月1日現在、我が国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は、外国籍の者が34,335人で前回調査より17.6%増加し、日本国籍の者が9,612人で前回調査より21.7%増加している¹⁾。しかし、これらの児童生徒のうち、実際に日本語指導等特別な指導を受けている者の割合は、外国籍の者が76.9%で前回調査より6.0ポイント減少し、日本国籍の者が74.3%で前回調査より4.0ポイント減少している。日本語指導が必要であるにもかかわらず、学校において日本語指導等特別な指導を受けられていない場合の理由については、「日本語指導を行う指導者（担当教員、日本語指導支援員等）がいないため（不足も含む）」と回答した学校が最も多かった。これらのデータから、対象児童生徒の増加に指導体制の整備が追いついていないということが読み取れる。

この背景には、対象児童生徒が全国に散在しているということ、そして散在地域では指導体制が整備されにくいということがある。同じく上述の調査の結果から、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数を1校あたりで見ると、5人未満の学校が全在籍校の約4分の3を占めており、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒でも、5人未満の学校が9割近くを占めている。外国人児童生徒等に対する日本語指導等の充実を図るために教員の加配措置がおこなわれているが、一定数以上の対象児童生徒が在籍することが前提となるため、少数在籍校には担当教員が加配されにく

い²⁾。また、少数在籍校しか存在しないような地域では、対象児童生徒の支援は行政の施策になりやすく、予算の確保が難しいため、学校外に指導をおこなうことができる人材がいたとしても、ボランティアで指導をお願いするしかない場合が多い。

このような状況を踏まえ、文部科学省は、外国人児童生徒等の散在地域における教育支援体制の整備を急務としている。そして、学校が単独で対応することには限界があるとして、教員の巡回または児童生徒の通級によって1人の担当教員が近隣の複数の学校にまたがって指導をおこなうことができるような、拠点校を中心とした広域の教育支援体制を構築することを提言している³⁾。しかし、この方式によって市町村単位で体制構築をおこなうとしても、対象児童生徒の総数が少ないのであれば、担当教員が加配されにくいことには変わらない⁴⁾。したがって、対象児童生徒の散在地域では、学校の方だけではなく、教育支援に携わる市民や団体・機関、そして行政と連携・協働して、地域全体の方で体制整備を進めていくことが必要である(土屋・内海 2012; 土屋ほか 2014)。

大分県別府市は「留学生密度全国一」(大島 2014)の自治体ということもあって、外国人留学生の支援および活用を積極的におこなっている。その一方、外国人児童生徒等は少数で散在しており、彼ら・彼女らの支援は限定的となっている。筆者らは、別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援の現状と課題を把握し、今後の教育支援のあり方を検討することを目的として、2015年度に調査をおこなった(立山ほか 2017)。そして、この調査の結果を踏まえなが

ら、地域連携・協働を理念に掲げて、別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の体制整備に携わってきた。本稿の目的は、その実践を報告することによって、対象児童生徒の散在地域における教育支援体制およびその整備過程の一つの事例を提供することにある⁵⁾。以下、まず、実践の場の特徴と問題点を整理したうえで、何を目標にして実践をおこなったのかを説明する。次に、目標を達成するため、実践において具体的に何をどのようにおこなったのかを報告する。最後に、実践の成果と今後の課題をまとめる。

2. 実践の場の特徴と問題点

別府市は、1950年に国内で最初に国際観光温泉文化都市に指定されており、温泉をはじめとする豊富な観光資源を積極的に活用しながら、日本人観光客はもとより、多くの外国人観光客の誘致に努めている。2016年の別府市における外国人観光客数は447,412人で、過去最多となった⁶⁾。別府市の国際化は、学生の約半数を外国人留学生在が占める立命館アジア太平洋大学（以下、APU）が2000年に開学したことで加速した。2017年11月1日現在、APUには世界89カ国・地域から集った2,991人の外国人留学生在が在籍している⁷⁾。

2016年12月末日現在の別府市の外国人住民登録者数は4,147人であり、国籍別でみると、多い順に中国956人、韓国・朝鮮732人、ベトナム513人、インドネシア362人となっている⁸⁾。外国人住民登録者の人口（119,741人）に占める割合は3.46%となり、全国値（1.82%）を大きく上まわる⁹⁾。ただし、これらの外国人住民登録者の8割近くを、APU等に在籍する外国人留学生在が占める¹⁰⁾。一方、学齢期の者は少なく、5歳から14歳までの外国人住民登録者数はわずか61人である¹¹⁾。

筆者らの2015年度調査によると、別府市の公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は16人であった¹²⁾。在籍校は全23校中8校（小学校4校、中学校4校）で、1校あたりの在籍人数は最大で4人、4校においては1人のみであった。これらの数値からも、別府市では日本

語指導が必要な児童生徒が少数で散在していることがわかる。これらの児童生徒の最大の特徴は、その多様性である。この背景には、やはりAPUの存在がある。上述の16人を母語別にみると、中国語5人、英語3人、韓国語1人、フィリピン語1人、その他の言語6人（インドネシア語、ウルドゥー語、キルギス語、シンハラ語、タジク語、ヒンディ語が各1人）となっており、日本における主要外国語ではない、いわゆるマイナー言語を母語とする者が全体の4割近くを占める。これは、全国レベルをはるかに上まわる割合である¹³⁾。このようなマイナー言語を母語とする児童生徒は、APUの外国籍大学院生などの子弟子女である場合が多い。

別府市には、外国人児童生徒等・日本語指導等の担当教員が加配されている学校はない¹⁴⁾。とはいえ、対象児童生徒の教育支援においては、学校が積極的に関与しなければならないことには変わりない。ところが、筆者らの調査で明らかになったのは、学校の支援体制が十分に整っていないという実態であった。多くの在籍校で、対象児童生徒の指導の経験や知識がない教員が手探りで対応しているという状況で、国や県が提供している教育支援に関する情報・資料もほとんど周知・活用されていなかった。また、教員からは、「外国籍の子どもは就学義務がないので積極的に支援する必要はない」「別府にいる外国籍の子どもの支援はAPUが解決すべき問題だ」「子どもは新しい言語を指導されなくても日常生活の中で自然に習得するものだ」「日本語が話せるからわざわざ日本語指導は必要ない」といった誤解や思い込みが依然として残っていると感じられるような回答も見られた。

幸い、別府市には、外国人児童生徒等の在籍する公立小・中学校に外部支援者を教育相談員として有償で一定期間派遣する事業が存在している¹⁵⁾。市の教育委員会学校教育課が所管するこの事業は、2000年のAPUの開学を機に、外国人等の転入数が増加することを見越して始まったもので、学校における外国人児童生徒等の学習面・生活面の適応等を図ることを目的としている¹⁶⁾。しかし、実際には、教育相談員の活動が児童生徒と

教員、および教員と保護者の意思疎通のための通訳支援に限られてしまっていることが筆者らの調査で判明した。教育相談員は「児童生徒の母語を理解でき、かつ教育相談等を行うことのできる者」¹⁷⁾でなければならなかった。別府市の外国人児童生徒等の母語は多様であるが故に、児童生徒の母語を理解できる支援者を確保することは困難な場合が多い。そうした中、学校教育課は母語の多様性にできるだけ対応しようと努力してきたわけだが、学校教育課がそうするあまり、結果として、児童生徒の母語を理解できる支援者を派遣すること自体が目的化してしまい、学校での児童生徒の学習面・生活面の適応を図るという本来の目的が見失われてしまったところがある。

教育相談員の活動には日本語指導が含まれていなかったため、多くの在籍校では、学級担任や教科担当が、日本語指導の経験や知識がないなりに、授業中必要に応じて日本語を「教える」ことで対応しているという状況が筆者らの調査で明らかになった。その一方で、このような指導に限界を感じてか、教員からは専門的な知識や資格を持つ外部支援者を学校に派遣してほしいとの声が強かった。加えて、対象児童生徒からは日本語をもっと勉強したいとの声が聞かれた。しかし、そうした声は学校教育課には届いていないこともわかった。外部支援者がボランティアで日本語指導をおこなう学校もあったが、時として、教育相談員ではない外部支援者が学校に入ることを懸念する学校も見られた。

しかし、筆者らが考える、教育相談員派遣事業の最大の問題は、事業開始以来、評価・改善がなされないまま受け継がれてきたことであった¹⁸⁾。この間、特に2008年以後、国において外国人児童生徒等の教育支援の充実のための取組みがおこなわれてきた¹⁹⁾。とりわけ、2014年度から義務教育諸学校において「特別の教育課程」による日本語指導の実施が認められるようになったのは画期的である。他方、大分県は2010年に在住外国人に関する学校教育指導方針を策定し、「日本語理解が不十分な外国人児童生徒に対して日本語指導や学習指導、進路指導の具体化等、個に応じた指導・支援をする」²⁰⁾と宣言している。このよう

な国や県の動きにもかかわらず、別府市における外国人児童生徒等の教育支援に関する行政による唯一の取組みである教育相談員派遣事業では、通訳支援のみがおこなわれてきたのである。

民間や大学による取組みも限られている。別府市には、語学教室（日本語教室を含む）や国際交流イベントを開催する団体（一般社団法人）が存在するが、主に成人を対象としている。別府市では、外国につながる子どもを支援する団体（任意団体）が2つ活動しており、進路ガイダンスや多文化交流会の開催、日本語指導ボランティアの紹介や派遣をおこなっているが、低予算でスタッフも少数のため、できることは自ずと限られてくる。市内の大学には、留学生が多く在籍することから、日本語教育の専門家・実践家も多い。しかしながら、大学はこれまで年少者日本語教育にはほとんど関心を寄せてこなかった。

3. 実践の目標

これらの問題点を踏まえ、筆者らは、別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援の充実のためには、日本語指導体制を整備することが先決であるという見解に至った。

東北地方を中心に、外国につながる子どもの教育支援のあり方について研究した中川ほか（2015）は、対象児童生徒散在地域における日本語指導の課題を5つ挙げている。まず、「特別の教育課程」による日本語指導の制度化について、教育支援関係者が知るということが必須であるという。2つ目に、研修を定例化し、研修の必要性を感じる指導者が少しでも参加しやすい環境を整えることが重要であるとしている。3つ目に、日本語指導に慣れていない教員でも迷わずに使えるような教材情報を提供することを提案している。4つ目として、外部支援者の必要性を挙げている。「特別の教育課程」では学校教員が中心となって日本語指導がおこなわれることが期待されているが、指導の経験や知識が乏しい教員が多い散在地域においては、教員のみで指導をおこなうことは不可能である。そこで、これまで指導において中心的な役割を担ってきた外部支援者が指導補助者として教員とその役割を分担し、かつ協力して日

本語指導にあたっていくことが求められるとしている。もう一つの課題は、情報周知・交換、課題発見・解決の場としての協議会の設置であるという。これまで散在地域における教育支援は、「目の前の子どもを何とかしなければならない」という関係者個人の努力や善意に委ねられてきたため、その経験や知識が学校にも地域にも蓄積・共有されず、取組みに格差が生じてきたという。そして、このような「ひと」依存の状況から脱却するためには、地域の関係団体・機関が連携・協働ネットワークを構築し、組織として教育支援をおこなうことが必須であるとし、その基盤となるのが、その構成員が一堂に会する協議会であるという。

このような先行研究の成果を踏まえ、筆者らは、別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の体制整備のために、協議会を設置したうえで、既存の教育相談員派遣事業をベースに、教員と外部支援者が協力して「特別の教育課程」による日本語指導をおこなうことができるような仕組みを構築することを目指した。また、このような新しい仕組みが上手く機能するように、日本語指導に携わる教員や教育相談員を地域の支援団体や大学が実績や専門性を活かして研修の実施や教材情報の提供の面でサポートする体制を構築することも目指した。

4. 実践の内容と過程

ここでは、これらの目標を達成するために筆者らがおこなった実践の具体的な内容とその過程を見ていく。

別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の体制整備を地域全体の力で進めていくには、まず協議会を設置する必要がある。協議会を実効性のあるものにするには、教育委員会が主催者として実際の運営に関わることが必要不可欠である（中川ほか2015：58）。よって、筆者らは、2016年3月に教育委員会学校教育課に対して、自らの2015年度調査の結果を報告すると共に、それを踏まえて協議会の設置とその主催を提案した。その提案はすぐさま承認され、2016年度より協議会が年2回開催される運びとなった。

第1回の協議会は2016年7月に開催され、「日本語指導が必要な児童生徒の支援に関する連絡協議会」という名のもとに、対象児童生徒在籍小学校と中学校から校長が1名ずつ、2つの支援団体から代表が1名ずつ、2つの大学から研究者が1名ずつ、教育委員会から3名（学校教育課から課長と指導主事、人権同和教育啓発課から主幹兼指導主事）の計9名が集り、その中に筆者らの2人も含まれた²¹⁾。出席者がそれぞれの立場から、対象児童生徒に対する教育支援の現状と課題について情報や意見を交換したわけだが、別府市において教育支援が十分でないこと、そしてそれを改善していくということを、地域の様々な関係者の間で確認できたことの意義は非常に大きく、地域の問題として教育支援に取り組んでいくための重要な第一歩となった。

その後、協議会として最初に取り組んだのが、既存の教育相談員派遣事業を「特別の教育課程」による日本語指導もおこなうことができるように改定することであった。ただし、予算の増加は見込めないため、事業費は据え置きのまま改定する必要があった。とはいえ、予算が尽きれば支援は打ち切りということではなく、公的支援の後にいかに支援を継続していくかも検討しなければならなかった。改定にあたっては、学校教育課が国の施策や他の自治体（熊本市など）の先進的取組を参考にしながら原案を作成した。原案は2016年11月に開催された第2回協議会で諮られ、最終的には教育委員会によって承認された。こうして出来上がった改定版は、2017年度からの運用開始に先立って、2017年1月から試行的に運用された。

この動きに並行しておこなったのが、日本語指導をおこなう教育相談員となり得る人材を確保することであった。先にも述べたように、別府市には日本語教育従事者が多く存在する。しかし、その多くが、大学等にて常勤で勤務している。ここでの問題は、平日の日中に、数時間だけだが、小・中学校に出向くことができるような日本語教育従事者をいかに確保するかということであった。そこで、地域住民の中から日本語指導者を養成することを検討した。特に養成の対象として有望だと

考えたのが、現在教員として勤務していない教員免許状保持者や定年退職した元教員であった。そうして、2017年3月に、教員免許状保持者や元教員を主な対象として、2日間合計8時間の日本語指導者養成講座を学校教育課主催で実施した(参加費無料)。その際、現職の教員にも参加を促した。結局、参加者は11名で、そのうち3名が現職の教員であった。講座は3部構成とし、第1部で日本語指導が必要な児童生徒の教育支援に関する国、県、市の動向を知り、第2部で日本語指導の基礎知識を学び、第3部で日本語指導の実践練習(模擬授業)をするという内容とした。そして、現職の教員を除く本講座の修了者には、教育相談員名簿への登録をお願いした。また、本講座においては、筆者らを含む支援団体・大学関係者が実績や専門性を活かして講師を務めたわけだが、その後も研修の実施や教材情報の提供によって、日本語指導に携わる教員や教育相談員をサポートしていくこととした。

実際、2017年4月以降、筆者らは、教育相談員派遣事業の改定版の運用を補助するために、日本語指導の教材情報を提供したり、教育相談員と意見交換や課題解決をおこなったり、地域の支援人材ネットワークの強化・拡大を図ったりしてきた。

以上、別府市における実践の具体的な内容とその過程を見てきたが、筆者らは県レベルにおいても活動をおこなってきた。2016年1月に大分県教育委員会人権・同和教育課が「外国人児童生徒支援ネットワーク会議」という名称で協議会を設置した際、県内で外国人児童生徒等の教育支援に携わる学校、支援団体、大学、教育委員会の関係者10名ほどが集められたが、ここでも筆者らの2人がその構成員として選出された。年3回開催されるこの協議会は、市の協議会と同様、外国人児童生徒等の教育支援の現状と課題を分析し、今後の教育支援のあり方について意見交換をおこなう。しかし、県レベルの協議会に参加するメリットとして、県は教員の訓練や研修を担っているだけに、教員のためのリソース(資料等)の開発や研修内容の検討において一定の影響力を発揮できるということが挙げられる。具体的には、これまで、外

国人児童生徒等の受入れマニュアルを作成して県内の学校に配布したり²²⁾、県の教育委員会が県内の学校の外国人児童生徒等教育担当教員等を対象に実施する研修において講師を務めるなどしてきた。

5. 実践の成果

実践の成果としては、まず、最大の目標であった、別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の体制整備が実現したことが挙げられる。教育相談員派遣事業の改定により、2017年4月から本事業において通訳支援だけでなく日本語指導もおこなわれるようになった。具体的には、教育相談員の条件が「(1)対象児童等の主要な母語及び日本語を理解できる者、(2)日本語指導の資格を有する者(各種関係機関、大学、専門学校等で実施している日本語教師養成講座を受講し、当該講座を修了した者をいう。)、(3)学校教育課主催の日本語指導員養成講座を受講し、修了した者」²³⁾のいずれかであることとされ、新たに(2)と(3)が加えられた形となった。また、対象児童生徒が本事業を初めて利用する場合は、「①通訳支援のみ」「②通訳支援と日本語指導」「③日本語指導のみ」の中から受けたいものを1つ選択でき、2回目以降の利用の場合は、「日本語指導のみ」を受けられるようになった(次頁表1参照)。さらに、予算の都合で教育相談員の派遣期間が終了した後、引き続き通訳支援または日本語指導を希望する児童生徒には、学校教育課が可能な限りボランティアを手配することになった。

なお、この新制度においては、「特別の教育課程」による日本語指導をおこなうための条件も明確化された(表1参照)。学校が対象児童生徒に「特別の教育課程」による日本語指導をおこなう場合は、主たる指導者が教員でなければならない。そのため、学校長は、指導時間が確保できる教員(常勤または非常勤)を日本語指導担当者として校務分掌に位置づけたうえで、「特別の教育課程編成・実施計画書」(所定様式)を作成し、学校教育課に届け出ることが求められている。また、日本語指導担当者(教員)は対象児童生徒を授業

表1 教育相談員派遣事業の新旧対照表

		2016年度まで	2017年度以降			
教育相談員 業務内容		通訳支援のみ	オプション①： 通訳支援のみ	オプション②： 通訳支援と 日本語指導	オプション③： 日本語指導のみ	
事業利用回数		1回のみ	1回のみ	1回のみ	年度ごとに利用可能	
					初回	2回目以降
教育相談員派遣	通訳支援	週1回 1回4時間 計24回分 計96時間	週1回 1回4時間 計24回分 計96時間	週1回 1回4時間 計12回分 計48時間		
	日本語指導			特別の教育課程の編成・実施に係わらず 週1回 1回1時間 計36回分 計36時間	特別の教育課程の編成・実施に係わらず 週1回 1回1時間 計72回分 計72時間	特別の教育課程の編成・実施に係わらず 週1回 1回1時間 計33回分 計33時間
特別の教育課程	編成・実施	なし 学級担任又は教科担当による授業のため	なし 学級担任又は教科担当による授業のため	可能 授業中に「取り出し」指導をする場合	可能 授業中に「取り出し」指導をする場合	可能 授業中に「取り出し」指導をする場合
	主たる指導者			教員	教員	教員
	補助者			教育相談員	教育相談員	教育相談員
特別の教育課程を編成・実施せずに日本語指導をおこなう場合				日本語指導を授業時間以外でおこなう（休み時間、放課後、長期休業中）	日本語指導を授業時間以外でおこなう（休み時間、放課後、長期休業中）	日本語指導を授業時間以外でおこなう（休み時間、放課後、長期休業中）

中に別室に取り出して指導をおこなうことになっているが、教育相談員が日本語指導補助者として指導をおこなうことも認められている。他方、指導時間が確保できる教員がないため「特別の教育課程」を編成・実施せずに日本語指導をおこなう場合は、授業時間外（休み時間、放課後、長期休業中）に教育相談員または学級担任・教科担当が個別またはグループで日本語指導をおこなうことになっている。学校教育課によると、2017年度（3月12日まで）にこの新制度のもとで教育相談員派遣事業を利用して日本語指導を受けた児童生徒は16人（6人はボランティアによる対応）で、このうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けたのは6人であった²⁴。

日本語指導体制の整備に加えて、それを下支えるような地域連携・協働体制が整えられたことも実践の成果として挙げられる（図1参照）。協

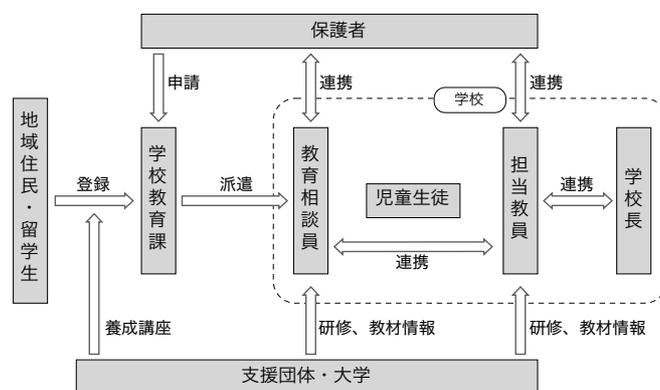


図1 地域連携・協働体制のイメージ図

議会の設置をきっかけに、別府市で日本語指導が必要な児童生徒の教育支援に携わる学校、行政、支援団体、大学のネットワークが形成された。また、日本語指導者養成講座の実施によって、地域の支援人材が学校と繋がったのと同時に、日本語指導に携わる教員や教育相談員を支援団体や大学が研修の実施や教材情報・リソース（資料等）の提供の面でサポートする体制も生まれた。そして、これまでの実践を通して、学校教育課がこの地域連携・協働体制におけるコーディネーターの役割を担うことを明確にした。この地域連携・協働体制は、今後、別府市において日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援をより充実させていくためにも必要不可欠な基盤であろう。

6. 今後の課題

これまで見てきた通り、別府市において日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の体制が地域連携・協働を基盤に整備された。別府市は典型的な対象児童生徒散在地域であることから、今後も当面、教員の加配や行政の予算拡充はあまり期待できない。そうした中、この度整備された日本語指導体制を効果的に機能させていく必要があるが、そのためには少なくとも2つのことが求められる。

まず、学校が日本語指導に主体的に関与しなければならない。2017年度の実績からも明らかのように、指導時間が確保できる教員がいないという理由で「特別の教育課程」を編成・実施しない学校がまだ多い。そのような学校では、必然的に外部支援者が中心的な役割を果たしてしまうことが多い。実際、教育相談員の中には、学校との連携がとれずに、孤立していると感じている者もいる。このような状況を無くすために、学校長は、学校が日本語指導をおこなう主体であるという自覚のもと、「特別の教育課程」の編成・実施のために日本語指導担当者を校務分掌に位置づける必要がある。そして、日本語指導担当者となった教員と教育相談員とが連携しながら指導をおこなうことができるような環境整備をおこなう必要がある。

もう1つの課題は、地域連携・協働において、学校教育課がコーディネーターとしての役割を主体的に果たすことである。これまでの実践の過程においては、筆者ら支援団体・大学関係者が学校教育課を促す形で、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の体制整備を進めてきたと言える。しかし、これからはその指導体制を継続的に評価し、必要に応じて改善していくことが求められる。それを主導するのは、支援団体・大学関係者ではなく、学校教育課でなければならない。なぜなら、「教育委員会の担当指導主事こそが、学校現場が直面する問題点を的確にとらえ、それらを解決するための具体的手立てを考える役割を担っている」（大石・矢崎 2012：285）からである。既存の教育相談員派遣事業を単に運用するだけに留まらず、この度整備された日本語指導体制が形骸化しないように、学校教育課自らが学校や教育相談員、支援団体、大学に働きかけて課題発見・解決を主導していくことが求められる。

謝辞

本稿は、2015年度立命館アジア太平洋大学ムスリム研究センター採択研究プロジェクト「日本語指導が必要な児童生徒に対する支援のあり方に関する研究」（研究代表者：立山博邦）の成果の一部である。

注

- 1) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」の結果について」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htmによる（2018年3月1日参照）。なお、この調査において「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。
- 2) 文部科学省「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報

- 告) (平成28年6月)」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/06/1373387.htm (報告書注11)によると (2018年3月1日参照)、対象児童生徒数が10人未満の学校には担当教員の加配をおこなわないとしている都道府県が見られるという。文部科学省「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1383845.htmにも示されている通り (2018年3月1日参照)、2017年4月1日の法改正に伴い、日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員基礎定数が「児童生徒18人に1人」として新設された。しかし、少数在籍校への担当教員の配置が難しいことには変わらない。
- 3) 文部科学省「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について (報告) (平成28年6月)」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/06/1373387.htm (報告書p.12)による (2018年3月1日参照)。
 - 4) 上述の文部科学省の調査の結果から、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数を1市町村あたりで見ると、5人未満の市町村が全在籍市町村の5割弱を占めており、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒でも、5人未満の市町村が5割強を占めている。
 - 5) 本稿は、2017年12月10日に東北大学で開催された子どもの日本語教育研究会第2回研究会において、「日本語指導が必要な児童生徒の散在地域における日本語指導体制の整備：大分県別府市における実践」という題目で発表したものを加筆修正したものである。
 - 6) 別府市観光戦略部観光課「平成28年別府市観光動態要覧」https://www.city.beppu.oita.jp/doc/sangyou/kankou/toukei_h28-toukei.pdfによる (2018年3月2日参照)。
- なお、外国人観光客数上位5カ国は、韓国 (213,436人)、台湾 (69,749人)、香港 (51,159人)、中国 (46,993人)、タイ (22,779人) である。
- 7) 立命館アジア太平洋大学「国・地域別学生数 (2017年11月1日付)」<http://www.apu.ac.jp/home/about/content57/>による (2018年3月2日参照)。なお、外国人留学生数上位5カ国は、韓国 (505人)、ベトナム (477人)、中国 (428人)、インドネシア (405人)、タイ (281人) である。
 - 8) 別府市「別府市統計書 平成28年版」https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/toukei_housei/tokei_h28.htmlによる (2018年3月2日参照)。
 - 9) 総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 (2017年)」https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200241&bunya_l=02&tstat=000001039591&cycle=7&year=20170&month=0&tclass1=000001039601&result_back=1&result_page=1&second2=1による (2018年3月2日参照)。
 - 10) 別府市には2つの大学 (APU、別府大学) と2つの短期大学 (別府大学短期大学部、別府溝部学園短期大学) がある。2017年5月1日現在の外国人留学生数は、APUが2,947人、別府大学が252人、別府溝部学園短期大学が82人である。なお、別府大学短期大学部は留学生の募集をおこなっていない。立命館アジア太平洋大学「ニュース：2017年5月1日付の在籍学生数が確定」<http://www.apu.ac.jp/home/news/article/?storyid=2865>、別府大学・別府大学短期大学部「留学生数、海外派遣学生数 (平成29年5月1日現在)」<https://www.beppu-u.ac.jp/general/files/2-4-3%E7%95%99%E5%AD%A6%E7%94%9F%E6%95%B0%2829%29.pdf>、別府溝部学園短期大学「教育環境上の情報 (学生の状況) (平成29年5月1日現在)」<http://dl1.dl.sua.jp/dl/10047-90f26f7ce->

f5124097fcb88441ad1d8e6による（すべて2018年3月2日参照）。

- 11) 総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（2017年）」https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200241&bunya_l=02&tstat=000001039591&cycle=7&year=20170&month=0&tclass1=000001039601&result_back=1&result_page=1&second2=1による（2018年3月2日参照）。
- 12) 「日本語指導が必要な児童生徒」の定義については、上述の文部科学省の全国調査と同じものを使用した。なお、私立学校にも日本語指導が必要な児童生徒が在籍するかもしれないが、この調査では対象としなかった。
- 13) 上述の文部科学省の全国調査においては、日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語、英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語以外の「その他の言語」を母語とする者の割合は、外国籍の者で12.7%、日本国籍の者で9.8%となっている。
- 14) 一方、県費負担の児童生徒支援加配教員や市費負担の非常勤職員（「いきいきプラン」支援員）を外国人児童生徒等・日本語指導等の支援に充てている学校はある。
- 15) 「外国人子女等教育相談員派遣事業」と呼ばれるもので、2012年以降、年間事業費は1,512,000円に設定されている。事業費はすべて教育相談員の報償（時給1,000円、1回の派遣につき交通費500円）に充てられる。児童生徒1人あたりに対する年間予算上限額は108,000円に設定されており、その範囲内で派遣回数・時間が定められる。年間事業費は14人分の年間予算上限額に等しい計算になる。
- 16) また、この事業は「国際理解・交流・教育文化の振興に資するとともに、別府市への定住促進に寄与する」ことも目指している。総務省 地域の元気創造プラットフォーム公

式サイト「過去の活動事例」<https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/jirei/oita/2015-0225-1513-1907.html>による（2018年3月4日参照）。

- 17) 別府市「外国人子女等教育相談員派遣事業実施要綱（平成12年4月1日）」による。
- 18) 筆者らの2015年度調査時点において、当該事業の実施要綱が、2000年4月1日の施行以降に改訂された形跡はなかった。
- 19) 文部科学省「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）（平成28年6月）」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/06/1373387.htm（報告書pp.5-6）による（2018年3月11日参照）。
- 20) 大分県教育委員会「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針（平成22年1月29日）」<http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/2001625.html>による（2018年3月11日参照）。
- 21) 筆者らの1人は大学の研究者として、もう1人は支援団体の代表として出席した。
- 22) 大分県教育委員会「大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアルについて」<http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/2001591.html>にてマニュアルがダウンロードできるようになっている（2018年3月16日参照）。
- 23) 別府市「外国人子女等教育相談員派遣事業実施要綱（平成29年4月1日）」による。
- 24) なお、通訳支援を受けた児童生徒は14人（3人はボランティア支援員による対応）だった。

参考文献

- 大石純詩・矢崎満夫（2012）「教育委員会と大学との協働による『日本語指導が必要な児童生徒』への支援の取り組み：静岡市における地域連携プロジェクトの事例から」、『静岡大学教育実践総合センター紀要』20, pp.277-289.
- 大島透（2014）「留学生密度：別府市、全国1位 3カ月かけて調査『まちづくりに生かす』」、『毎日新聞』11月7日付地方版／大分(21).

立山博邦・住田環・矢津田花絵・立山愛 (2017)
「別府市における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援のあり方について」, 『別府大学日本語教育研究』 7, pp.33-41.

土屋千尋・内海由美子 (2012) 「外国につながる子どもの教育支援をめぐる大人のネットワーク形成：外国人散在地域山形県からの発信」, 『帝京大学文学部教育学科紀要』 37, pp.23-33.

土屋千尋・内海由美子・中川祐治・関裕子 (2014) 「外国人散在地域における外国につながる子どもの教育支援の連携・協働」, 『帝京大学教育学部紀要』 2, pp.147-155.

中川祐治・足立祐子・内海由美子・土屋千尋・松岡洋子 (2015) 「外国人散在地域における『特別の教育課程』による日本語指導」, 『福島大学地域創造』 26(2), pp.49-61.

(2018年3月27日受付)